

令和2年度事業計画

公益社団法人鳥取県防犯連合会（以下「当連合会」といいます。）は、昭和62年5月15日に社団法人として設立し、平成24年4月1日には、公益法人制度改革に基づいて公益社団法人に移行し、「犯罪や非行のない、明るく住みよい社会の実現」を目的に、各種防犯活動や防犯広報を実施するとともに、防犯ボランティア活動が効果的に推進されるようにサポートするなど公益事業に取り組んでおります。

主な事業としては、防犯少年柔道・剣道大会や地域安全フォーラム等の行事を毎年実施するほか、広報紙「防犯とっとり」の定期的発行や啓発用チラシ・ポスター等の作成・配布、ホームページの活用による広報を推進するとともに、防犯ボランティア団体等に対して活動に必要な物品等を支給するなど様々な支援を行っております。

また、毎月10日の「防犯の日」を中心とした広報活動にも積極的に取り組むなど関係機関・団体と連携して地域安全の更なる定着化を目指した活動を推進しているところです。

昨年の犯罪発生状況を見ますと、全国では、川崎市におけるスクールバスを待つ小学校児童ら20人が殺傷された事件を始めとする子どもや女性などが被害者となる悲惨な事件が発生するなど、国民が治安の回復を実感できないような状況が続いております。

鳥取県においては、刑法犯の認知件数は、16年連続で前年を下回ったところですが、強盗事件など凶悪事件も発生しているほか、高齢者等を狙った特殊詐欺の被害は、被害額が増加し、手口を変えながら依然として後を絶たない状況にあります。さらには、鍵を掛けていないため、自転車盗や車上ねらいの被害に遭ったり、住宅等に侵入されて盗難被害に遭うケースが多いという状況にあります。

当連合会において実施した「防犯意識に関するアンケート調査」の結果を見ても、治安状況全般について、「良くなっている」と感じている人が減少し、「悪化している」及び「変わらない」と感じている人は、合わせて6割を越えており、体感治安の改善に至っていない状況が窺えます。

以上の情勢を踏まえ、当連合会としては、「日本一安全なとっとり」の実現を目指して、県民の皆様、県内はもとより全国における犯罪発生の実状を認識していただき、一人一人に更に積極的に自主防犯活動を展開していただくよう広報・啓発に努めるとともに、関係機関・団体や防犯ボランティアを始めとする多くの皆様と連携しながら、特に、子どもと女性、高齢者を犯罪から守る安全な地域環境づくりに貢献するため、次の重点事業を推進してまいります。

重点事業

- 地域安全活動の推進と防犯ボランティア（団体）への支援事業
- 少年非行防止及び健全育成活動事業
- 防犯功労者及び功労団体等の表彰事業
- 自転車防犯登録事業
- 遊技機の不正改造防止事業
- 風俗環境浄化協会の事業
- 犯罪の予防検挙に対する協力・支援事業
- 暴力追放運動の推進と銃器・薬物対策の支援事業
- 財政基盤の確立と適正な業務運営

第1 地域安全活動の推進と防犯ボランティア（団体）への支援事業

1 防犯パトロール等地域安全活動の推進

県・市町村、警察や少年指導委員等のボランティアを始めとする関係機関・団体と連携し、町内会、住民等による防犯パトロール、防犯診断、防犯講習等地域の実態に即した地域安全活動を推進する。

2 子どもを犯罪から守るための活動への支援

児童、生徒の安全を確保する活動を実施している「子ども見守り隊」や「青色パトロール」等に対して、活動用品や防犯資器材等を配付するなど活動を支援する。

また、関係機関・団体と連携し、子どもにとって安全な環境づくりのための情報共有や安全対策の広報活動等を支援する。

3 高齢者等に対する防犯対策への支援

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害防止を図るため、高齢者を重点対象としつつ、県民に対し、具体的な犯行手口とその対処要領等について、当連合会のホームページ（以下「ホームページ」という。）や各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

また、「振り込め詐欺」や「悪質商法」等の高齢者が遭いやすい犯罪の被害防止あるいは女性が被害に遭いやすい犯罪の被害防止のために開催される防犯教室、座談会等の活動を支援する。

4 全国地域安全運動の実施

10月11日から20日までの10日間実施される全国地域安全運動において、関係機関・団体と連携した地域安全活動を推進する。

主な行事としては、県、県警察本部と共催で、「鳥取県地域安全フォーラム2020」を開催して、講演や大会宣言等により防犯思想の普及、高揚を図るとともに、防犯活動に功労のあった個人・団体等を表彰して賞揚する。

5 「防犯の日」における広報活動の支援

毎月10日の「防犯の日」に、各警察署や各地区防犯協議会等で取り組まれる防犯広報活動において使用する広報用チラシを作成するなど広報活動を支援する。

6 街頭犯罪、駐車場を対象とした防犯対策への支援

駐車場における自動車盗、車上ねらいの防止対策として、管理者、車両所有者に対する広報活動を支援する。

7 自転車盗難防止対策への支援

自転車の盗難の実態に応じ、高校や駅等の自転車が多い駐輪場等を対象として実施される盗難防止広報活動を支援する。

8 特殊詐欺被害防止対策への支援

鳥取県コンビニエンスストア等防犯協議会と連携し、コンビニエンスストア等を対象として、電子マネー型特殊詐欺のほか、犯行手口等の変化に対応したリーフレット等広報資料をタイムリーに配付するなど、特殊詐欺被害防止対策を支援する。

9 年末年始の地域安全活動の支援

県警察本部や各地区防犯協議会等が行う年末年始の地域安全活動を支援し、金融機関等の多額の現金取扱場所を狙った強盗事件、侵入窃盗、ひったくり事件等の防止広報活動を推進する。

10 防犯意識の高揚と広報活動の推進

(1) 広報紙、ホームページ等による広報

当連合会の広報紙「防犯とっとり」（年2回発行。以下「防犯とっとり」という。）やホームページを活用して、当連合会の活動状況等をわかりやすく発信するとともに、県警察本部や関係機関・団体から得た最新の防犯情報も発信するなど、積極的かつタイムリーな広報を推進する。

(2) マスコミの活用

新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミを活用し、防犯情報や少年非行防止対策等を積極的に広報して、防犯意識の高揚を図る。

(3) 広報資料等の購入・配付

公益財団法人全国防犯協会連合会（以下「全防連」という。）が発行する広報誌「(月刊) 安心な街に」を正会員に配布するほか、全防連等が作成する広報用小冊子、チラシ、リーフレット等を購入し、地区防犯協議会や関係機関・団体に配付して地域安全活動を支援する。

(4) ポスター等の作成・配付

県警察本部と連携して、タイムリーな防犯広報用ポスター、チラシ、等を作成し、各地区防犯協議会やボランティア団体等に配付するなど地

域安全活動を支援する。

11 防犯・広報用資器材等の活用

(1) 活動用資材等の整備・活用

ボランティア団体等による地域安全活動が、より活発かつ安全に推進されるよう、防犯活動用の帽子、ジャンパー等を整備し、有効な活用を図る。

(2) 広報用資材の整備・活用

県民の防犯意識の高揚に資するため、最新の防犯広報用DVDを整備し、有効な活用を図る。

第2 少年非行防止及び健全育成活動事業

1 「地域ふれあい活動」の支援

少年の規範意識の希薄化等の解消を図り、非行防止及び少年の健全育成に資するため、警察と県少年健全育成指導員会等連絡協議会等が実施している「地域ふれあい活動」を支援する。

2 鳥取県防犯少年柔道・剣道大会の開催

少年の非行防止と健全育成に資するため、県警察本部、県教育委員会、県少年指導員協議会、県柔道・剣道連盟等と連携し、各地区の道場等で稽古をしている小学生を対象とした「鳥取県防犯少年柔道・剣道大会」を開催する。

3 少年健全育成指導員等研修会の開催

少年の非行防止と健全育成に資するため、県警察本部、県少年指導員協議会等と連携し、「少年健全育成指導員等研修会」を開催する。

4 児童自立支援施設等における少年非行防止活動への支援

少年の非行防止と健全育成に資するため、県警察本部と連携し、児童自立支援施設等において実施される大学生ボランティア等による児童との交流活動を支援する。

5 防犯ポスター・標語等の募集

防犯意識高揚方策の一環として、全防連が行う「防犯ポスター・標語・青パト写真コンクール」に応募する作品を募集する（2月～5月）。

優秀な作品については、全防連の表彰のほか、当連合会においても表彰し、「防犯とっとり」やホームページで公表する。

6 防犯作文の募集

防犯意識高揚方策の一環として、中国防犯連合会連絡協議会（以下「中防連」という。）が行う中学生を対象とした「防犯作文コンクール」に応募する作品を募集する（5～8月）。

優秀な作品については、中防連の表彰のほか、「防犯とっとり」やホームページで公表する。

7 ペアレンタルコントロールの周知徹底のための広報活動の支援

スマートフォンやゲーム機によりコミュニティーサイトを利用した児童・生徒が、性犯罪被害に遭ったり、特殊詐欺の共犯者となるなどの事案を防止するため、広報ポスター、チラシを配付するなどのほか、フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性を保護者等に周知徹底を図るための広報活動を支援する。

8 少年非行防止強調月間等における活動の支援

7月に実施される内閣府主催の「夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止と有害環境浄化月間」や「あんしんネット・新学期一斉緊急行動」において、関係機関・団体と協力し、ポスター等を配付するなど広報活動を支援する。

9 少年指導委員の活動に対する協力支援

少年補導及び風俗環境浄化活動に従事する少年指導委員（県公安委員会委嘱・30名）の補導活動を支援する。

10 薬物乱用防止活動への支援

県警察本部による中・高校等を対象とした「薬物乱用防止教室」において、薬物乱用防止の小冊子等を購入・配付するなど、少年の薬物乱用防止活動を支援する。

第3 防犯功労者及び功労団体等の表彰事業

1 防犯功労者等への全防連表彰等の上申と当連合会表彰の授与

長年にわたって防犯活動に献身的に従事し、功労が認められる個人・団体等を対象として、全防連会長・警察庁長官連名表彰、中防連会長・中国管区警察局長連名表彰を上申するほか、当連合会会長・県警察本部長連名表彰等を行う。

2 防犯ポスター・標語等コンクール優秀作品に対する表彰の授与

全防連が行う「防犯ポスター・標語・青パト写真コンクール」の応募作品から優秀作品を選考し、当連合会の会長表彰を行う。

3 防犯作文優秀作品の中防連表彰の上申

中防連が行う中学生を対象とした「防犯作文コンクール」の応募作品から優秀作品を選考し、表彰を上申する。

4 その他の功労に対する表彰の授与

上記のほか、防犯活動等に功労が認められる個人・団体等について、表彰規程に基づき、全防連等に表彰を上申するほか、当連合会の会長表彰を行う。

第4 自転車防犯登録事業

1 防犯登録事業の推進と周知

自転車の盗難予防と迅速な被害回復を図るため、自転車販売店や各地区防犯協議会と連携し、防犯登録カード及び防犯ステッカーの作成・販売事業を推進するとともに、ホームページ等を活用して防犯登録制度の周知を図る。

2 防犯登録カードの電算入力の実施

外部委託している防犯登録カードの電算入力について、自転車販売店及び警察と連携して業務の迅速、適正な実施に努める。

第5 遊技機の不正改造防止事業

1 不正遊技機の排除の推進

不正遊技機の設置及び流通を防止するため、鳥取県遊技業協同組合との受託契約に基づき、年間を通じて計画的に遊技機設置店に対する立入検査を行い、簡易チェッカーや目視等により、違法遊技機及び不正改造遊技機の排除に努める。

2 広報啓発活動の推進

不正遊技・不正改造を許さない、安心プレー、安心ホールの広報資料等を県遊協と連携して作成し、各営業所に掲示を求めて健全営業について広報を実施する。

第6 風俗環境浄化協会の事業

1 少年を取り巻く有害環境浄化活動の支援

少年に有害な環境を排除するため、各地区防犯協議会やボランティア団体等と連携して、チラシ、ビデオ、DVD等を活用した広報啓発活動を推進するほか、有害なサイトから子どもを守る活動を支援する。

2 風俗営業所管理者講習の実施

県公安委員会が行う「風俗営業所の管理者に対する定期講習」を県との受託契約に基づき、県下3地区（延べ7回）で実施する。

3 広報啓発活動の推進

善良な風俗と清浄な風俗環境を保持し、風俗環境の健全化を促進するため、ホームページ等を活用して風俗営業等の適正化に向けた広報活動を推進する。

4 苦情処理

風俗環境に関する苦情、要望等を適正に処理するとともに、関係団体等が自ら行う指導に反映させる。また、風俗営業所管理者講習等を通じて、

環境浄化の促進を図るための啓発活動を推進する。

5 アンケート調査等

風俗営業所管理者講習等の機会を利用して、治安状況、少年問題、ボランティア活動、特殊詐欺防止等に関して無記名によるアンケート調査を実施して各種防犯対策に反映させる。

第7 犯罪の予防検挙に対する協力・支援事業

1 社会を明るくする運動への参加

法務省等主唱の「社会を明るくする運動」に協賛し、同鳥取県推進委員会に出席するとともに、運動のポスターを掲出するなど犯罪や非行の防止活動を支援する。

2 古物営業の適正化対策の推進

日本中古自動車販売協会連合会鳥取県支所が主催する「古物管理者講習会」に出席し、古物営業の健全化、適正化と自動車盗難防止対策の推進等を要請する。

第8 暴力追放運動の推進と銃器・薬物対策の支援事業

1 暴力追放運動の推進

暴力団排除のため、「暴力追放鳥取県民大会」への参加など、警察や暴力追放センター等関係機関・団体の活動に協力するほか、風俗営業管理者講習において暴力団対策に関する講習を実施する。

2 危険ドラッグ等薬物乱用防止対策の支援

チラシ、DVD等を活用して、危険ドラッグを始めとする薬物乱用の実態と危険性を広報するなど、薬物乱用防止対策を支援する。

第9 財政基盤の確立と適正な業務運営

1 財政基盤の確立

少子高齢化、経済情勢等の影響を受け、遊技機不正改造防止事業収益等が減少するなど厳しい財政状況となっており、令和2年度は、基本財産の健全な運用益、県の補助金、事業収益及び賛助会費を確保するなど、財政基盤の確立に努める。

2 公益法人としての適正な業務運営の実施

公益法人としての基礎となっている「公益目的事業比率」、「収支相償」、「遊休財産の保有制限」の財務3原則を遵守し、公益法人として適正な業務運営を図る。

3 情報公開への適切な対応

法令、定款に基づき、当連合会事務所、ホームページにおいて、適正な情報公開を行うとともに、情報公開への適切な対応に努める。

第10 令和2年度主要行事計画

4月

- 防犯ポスター・標語・青パト写真募集 募集期間（3月～5月）

5月

- 第65回理事会 上旬 鳥取市
- 令和2年度総会 下旬 鳥取市
- 中学生防犯作文募集 募集期間（5月～8月）

6月

- 防犯ポスター・標語・青パト写真審査会 上旬 鳥取市・警察本部

7月

- 青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）
- 中国防犯連合会連絡協議会 未定 広島市

9月

- 全国地域安全運動中央大会 24日（木）東京・明治記念館
- 風俗営業所管理者講習 9月～11月 県下3地区

10月

- 都道府県防犯協会専務理事等研修会
風俗環境浄化事業運営管理者全国会議
27日（火） 東京・グランドヒル市ヶ谷
- 県地域安全フォーラム 未定 鳥取市
- 防犯少年柔道・剣道大会 未定 鳥取市・鳥取市武道館

令和3年2月

- 第66回理事会 中旬 鳥取市